

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	龍ヶ崎市 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

龍ヶ崎市長

公表日

令和7年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務を行う。
③システムの名称	特別給付金システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 ※令和4年12月31日までの期間(令和3年12月22日付府政経第425号・デ社第195号・個情第1496号)令和4年6月データ標準レイアウト改版までの暫定措置として「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続きを転用 番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表9の項 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第17条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉部福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部福祉総務課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉総務課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類を取扱う際は、数名の職員によるチェックを行っているため。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8 〕 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を含む書類を取扱う際は、数名の職員によるチェックを行っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月7日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	番号法改正のため。
令和7年7月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第121の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令)第59条の4 ※令和4年12月31日までの期間(令和3年12月22日付府政経第425号・デ社第195号・個情第1496号) 令和4年6月データ標準レイアウト改版までの暫定措置として「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続きを転用 番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第11の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二主務省令)第10条	【情報照会の根拠】 番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 ※令和4年12月31日までの期間(令和3年12月22日付府政経第425号・デ社第195号・個情第1496号)令和4年6月データ標準レイアウト改版までの暫定措置として「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続きを転用 番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表9の項 番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第17条	事後	番号法改正のため。
令和7年7月7日	5. 評価機関における担当部署	①部署 福祉部生活支援課 ②所属長の役職名 福祉部生活支援課長	①部署 福祉総務課 ②所属長の役職名 福祉部福祉総務課長	事後	担当部署変更のため。
令和7年7月7日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	福祉部保護課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	福祉部福祉総務課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	担当部署変更のため。
令和7年7月7日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部保護課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	福祉部福祉総務課 301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地 電話0297-64-1111	事後	担当部署変更のため。
令和7年7月7日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類を取扱う際は、数名の職員によるチェックを行っているため。	事後	様式変更対応のため。
令和7年7月7日	11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	特定個人情報を含む書類を取扱う際は、数名の職員によるチェックを行っているため。	事後	様式変更対応のため。